

2023年10月

SIAC 規則第 7 版の Public Consultation Draft について

弁護士 土門 駿介 / 弁護士 佐藤 誠高

Contents

- I. はじめに
- II. 主要な改正点
 1. Streamlined Procedure の新設
 2. 迅速仲裁手続 (Expedited Procedure) の適用範囲の拡大
 3. 緊急仲裁 (Emergency Arbitration) のさらなる迅速化
 4. 第三者資金提供 (Third Party Funding) に関する開示の義務付け
 5. SIAC Gateway の導入
 6. 仲裁人の選任手続における仲裁人候補者リストの利用
 7. 仲裁判断等の公表
- III. おわりに

I. はじめに

シンガポール国際仲裁センター (SIAC) は、2023 年 8 月 22 日、SIAC 仲裁規則第 7 版の Public Consultation Draft (以下「本改正案」といいます。) を公表しました。SIAC の書記官 (Registrar) は、本改正案が、ユーザー・エクスペリエンスの向上並びに効率性、迅速性及び費用対効果を高めることを意図していると述べており¹、かかる意図は、本改正案の多数の規定においてみるすることができます。本改正案の意見公募期間は、2023 年 8 月 22 日から 11 月 21 日までとされています。

本改正案においては、現行の仲裁規則である SIAC 仲裁規則第 6 版 (以下「2016 年規則」といいます。) から、多数の変更が加えられていますが、本ニュースレターでは、特に実務への影響が大きいと考えられる主要な改正点を概括的に紹介いたします。

¹ <https://siac.org.sg/wp-content/uploads/2023/08/Registrars-Report-Public-Consultation-on-the-Draft-7th-Edition-of-the-SIAC-Rules.pdf>

II. 主要な改正点

1. Streamlined Procedure の新設

現行の仲裁規則(2016 年規則)においても、係争額の低い事案については、迅速かつ費用負担の少ない手続として、迅速仲裁手続(Expedited Procedure)が用意されていますが、本改正案においては、係争額の低い事案について、さらに迅速かつ費用負担の少ない仲裁手続として、Streamlined Procedure の導入が提案されています。

具体的には、当事者は、仲裁廷構成前の段階において、①当事者間の合意がある場合や②Streamlined Procedure の適用の申立て時における係争額の総額が 100 万シンガポールドル(約 1 億 1000 万円)以下である場合など、所定の要件を満たす場合に、Streamlined Procedure の適用を申し立てることができます(13.1 条)。当事者の申立てを受け、SIAC の裁判所長(President)は、全当事者の意見を考慮した上で、Streamlined Procedure の適用を認めるべきか否かを決定することになります(13.2 条)。

Streamlined Procedure の下では、仲裁廷の構成から原則として 3 か月以内に仲裁判断をすることとされています(Schedule 2, para 13)、これは、原則として 6 か月以内に仲裁判断をすることとされている Expedited Procedure(2016 年規則 5.2 条(d)、本改正案 14.2 条(d))と比べても、より迅速な手続であるといえます。また、Streamlined Procedure の下では、仲裁手続は単独仲裁人により実施され(Schedule 2, para 1)、原則として、審問期日は開催されず、書面審理に基づいて仲裁判断がされることとなります(Schedule 2, para 11(a))。その他にも、同手続の下においては、原則として、文書開示手続が認められない他、事実証人や専門家証人による立証も認められないなど(Schedule 2, para 11(b)(c))、手続の迅速化を志向した条項が定められています。

2. 迅速仲裁手続(Expedited Procedure)の適用範囲の拡大

2016 年規則においては、当事者は、仲裁廷が構成される前の段階において、①当事者間の合意がある場合や②Expedited Procedure 申立て時点における係争額の総額が 600 万シンガポールドル(約 6 億 6000 万円)以下の場合など、所定の要件を満たす場合に Expedited Procedure の適用を申し立てることができます(2016 年規則 5.1 条(a))。当事者の申立てを受け、SIAC の裁判所長は、全当事者の意見及び事案の状況を考慮し、Expedited Procedure の適用を認めるべきかを決定することになります(2016 年規則 5.2 条)。

これに対し、本改正案においては、上記②の基準額の上限が、1000 万シンガポールドル(約 11 億円)に引き上げられ、Expedited Procedure が適用される範囲が大きく拡大されています(14.1 条(b))。

本改正案の下において Expedited Procedure が適用される場合、単独仲裁人による書面審理が原則となります(14.2 条(a)(b))。また、仮に審問期日が開催される場合であっても、審問期日は、物理開催方式ではなく、ビデオ会議方式等のバーチャル審問の方式で開かれることが原則とされており(14.2 条(c))、

迅速化・効率化のための配慮がなされています。

3. 緊急仲裁(Emergency Arbitration)のさらなる迅速化

2016年規則の下では、緊急仲裁の申立ては仲裁手続の申立書である仲裁通知(Notice of Arbitration)の提出と同時にその後に申し立てることが可能とされていましたが(2016年規則 Schedule 1, para 1)、本改正案の下では、仲裁通知の提出前にも緊急仲裁の申立てを行うことが認められています(Schedule 1, para 2 (a))。なお、仲裁通知の提出前に緊急仲裁の申立てを行った場合、申立人は、緊急仲裁の申立書が書記官に受領された日から5日以内に仲裁通知を提出する必要がある点に注意が必要です(Schedule 1 para 6)。

また、2016年規則の下では、緊急仲裁人は、選任されてから原則として14日以内に暫定的命令又は暫定的仲裁判断を下すこととされていますが(2016年規則 Schedule 1, para 9)、本改正案においては、原則として10日以内に暫定的命令又は暫定的仲裁判断を下すこととされ(Schedule 1, para 17)、より迅速なタイムラインが提案されています。

4. 第三者資金提供(Third Party Funding)に関する開示の義務付け

2016年規則の下では、第三者資金提供(Third Party Funding)に関する明示的な定めは設けられていませんでしたが、本改正案では新たに規定が設けられています。これは、同規則制定後における第三者資金提供の利用の増加やシンガポールにおける第三者資金提供に関する規制の策定等の影響を受けたものと考えられます。

本改正案において、当事者は、第三者資金提供の合意を有している場合、仲裁通知若しくは答弁書において(又はかかる合意を締結した後直ちに)、第三者資金提供に関する合意の存在及び資金提供者について開示することが義務付けられます(38.1条)。

また、仲裁廷は、全当事者の意見を考慮した上で、第三者資金提供を受けている当事者に対し、資金提供者が仲裁手続の結果について有している利害の詳細や資金提供を受けている当事者が相手方の費用の一部又は全部を負担することを命じられた場合における当該費用(adverse costs liability)を第三者資金提供者が負担することになるか否かを開示するよう命じることができます(38.3条)。なお、当事者は、仲裁廷構成後において、仲裁廷を構成する仲裁人に対して利益相反を生じさせ得る第三者資金提供の合意を締結することが禁止されます(38.4条)。

5. SIAC Gateway の導入

本改正案においては、新たな事件管理システムとして、SIAC Gateway と呼ばれるシステムに関する規定が定められています。これは、仲裁手続における書面の送付について、所定のアップローダーを利用する方式です。

具体的には、SIAC Gatewayに当事者が書記官の要請に応じて書面をアップロードした場合、当該書面が対象者に受領されたとみなされることになるとされています(4.2条、4.3条)。また、仲裁通知の提出についてもSIAC Gatewayを使用することが認められています(6.1条)。もっとも、本改正案においても、Eメールやクーリエといったその他の方法による書面の送付を排斥するものではなく(4.2条、4.3条(a))、今後の運用が注目されます。

6. 仲裁人の選任手続における仲裁人候補者リストの利用

2016年規則の下において、(i)単独仲裁人について当事者間で合意に至らなかった場合や(ii)第三仲裁人を任命する場合等にはSIACの裁判所長が、仲裁人の選任を行うこととされていました(2016年規則10.2条、11.3条、12.2条)。

本改正案は、上記の場合において、SIACの裁判所長が直接仲裁人を選任するという仕組みを維持しつつ、新たに、当事者からの求めに応じて以下の方式により仲裁人を選任することもできるとしています(19.8条)：

- a. 裁判所長は、少なくとも5名の氏名を含む同一の仲裁人候補者リストを申立人(ら)及び被申立人(ら)にそれぞれ送付する。
- b. 各当事者は、かかる候補者リストの受領から7日以内又は当事者が別途合意した期間若しくは書記官が定めた期間内に、優先順位を付してリストを書記官に直接返送する(当該リストは相手方当事者に共有する必要はない。)。その際、当事者は、異議がある候補者1名を候補から除外する権利を有する。
- c. 上記期間の満了後、裁判所長は、書記官に返送されたリスト上で承認された候補者の中から、当事者の優先順位に従って、仲裁人を選任する。

このような共通のリストを用いる方式は、当事者の意向にできる限り沿った仲裁人を選任する方法として、実務でもたびたび用いられており、本改正案はそのような実務慣行を踏まえて明示的なルールを設けたものであると考えられます。

7. 仲裁判断等の公表

本改正案は、当事者が、仲裁終結後6か月以内に書面により異議を述べない限り、仲裁廷による命令や仲裁判断等を当事者名等の事件を特定できる情報を削除した上で公表できるとし(60条)、仲裁手続に関する書面の公表に関する規定を置いています。

III. おわりに

本改正案は、意見公募期間中に寄せられた意見やSIAC内部でのさらなる検討を踏まえて、変更が加えられる可能性があり、本改正案と同内容の改正がそのままなされるとは限りません。しかしながら、本改正案は、SIAC仲裁規則が今後どのように改正されることになるかにつき大いに示唆を与えるものです。

SIAC 仲裁を利用し、また、今後利用する可能性のある企業・実務家にとって、本改正案の内容及び今後の進展は、注目に値するものといえます。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 土門 駿介 (shunsuke.domon@amt-law.com)
弁護士 佐藤 誠高 (masataka.sato@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com